

入院時食事療養について

当院は、「入院時食事療養（Ⅰ）」の届け出を行っており、管理栄養士によって年齢、病状に応じた適切な栄養量及び適切な内容の食事を適時適温で提供しております。

（朝食/8：00 昼食/12：00 夕食/18：00以降）

入院時食事療養費の患者様のご負担金額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	490円	
●低所得者	●低所得者Ⅱ	90日目まで	230円
（低所得者：住民税非課税）		91日目以降	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ	110円	